

起 案 用 紙

発議印 (施行年月日、文書番号等)		起 案	平成 14 年 9 月 6 日
		決 裁	平成 14 年 9 月 6 日
		公 印	平成 年 月 日 印
施行上の注意		起 案 者	
		大臣官房統計情報 局(部) 企画課審査解析 課(室) 統計審査第二 係 番	
		内 線	■
		氏 名	吉住 卓
件 名	毎月勤労統計調査の承認事項の一部変更について (承認申請)		
大 臣	副大臣	副大臣	大 臣 政務官
			大 臣 政務官
事務次官		厚生労働審議官	官 房 長
統計情報部長			
企 画 課 長			
審査解析室長		補 佐	
雇用統計課長		補 佐	
(起案理由)			
毎月勤労統計調査について、承認事項の一部を改正したいので、統計法第7条第2項の規定に基づき、事案のとおり総務大臣あて承認申請いたしたい。			
保存期間	第1類 (30年) 第2類 (10年) 第3類 (5年) 第4類 (3年) 第5類 (1年) 第6類 (1年未満) その他 (年)	大臣官房総務課引継 平成 年	

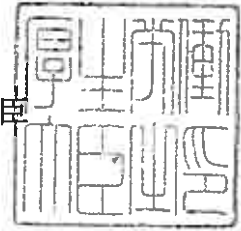
大

厚生労働省発統第0906002号

平成14年 9月 6日

総務大臣殿

厚生労働大臣



毎月勤労統計調査に係る統計法第7条第2項の
規定による承認事項の変更について（申請）

毎月勤労統計調査（指定統計第7号）に係る統計法（昭和22年法律第18号）第7条第1項の規定による承認事項を平成14年10月1日以降変更し別紙案のとおりとしたいので、同条第2項の規定に基づき承認を申請する。

(案)

厚生労働省発統第 号
平成14年 月 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣

毎月勤労統計調査に係る統計法第7条第2項の
規定による承認事項の変更について（申請）

毎月勤労統計調査（指定統計第7号）に係る統計法（昭和22年法律第18号）第7条第1項の規定による承認事項を平成14年10月1日以降変更し別紙案のとおりとしたいので、同条第2項の規定に基づき承認を申請する。

毎月勤労統計調査（指定統計第7号）に係る統計法第7条第1項
の規定に基づく総務大臣の承認事項（案）

I 目的、事項、範囲、期日及び方法

1 調査の目的等

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

- イ 鉱業
- ロ 建設業
- ハ 製造業
- ニ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ホ 情報通信業
- ヘ 運輸業
- ト 卸売・小売業
- チ 金融・保険業
- リ 不動産業
- ヌ 飲食店、宿泊業
- ル 医療、福祉
- ヲ 教育、学習支援業
- ワ 複合サービス事業
- カ サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

- イ 全国調査及び地方調査
常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。
- ロ 特別調査
調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

3 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模

- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額
 - f 特別に支払われた現金給与額

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

- 事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、3の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

6 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする指定統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

7 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票

を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

- ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

- イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。
- ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これをとりまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

II. 集計事項及び集計方法

1 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

- ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内識別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

2 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写をⅢの2の(1)の規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

Ⅲ 結果公表の方法及び期日

1 全国調査

(1) 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

(2) 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

2 地方調査

(1) 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

(2) 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

3 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

IV 関係書類の保存期間及び保存責任者

1 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

2 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

V 経費の概算

調査経費は、平年度で約10億円である。

(国勢調査)

第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

② 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

③ 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

(昭二七法二六〇・昭二九法六五・昭五八法八〇・昭六三法九六・平一一法一六〇・一部改正)

〔委任・参照条文〕

総務大臣の指定・公示 昭和二二年五月二日内閣告示第二一号「統計法第二条の規定に基く指定統計の指定」のうち指定統計第一号の項

国勢調査の周期 昭和二九年法律第六五号「統計法の一部を改正する法律」により、従来の五年が一〇年に改められ、同法附則第二項の規定により、簡易な方法の国勢調査を昭和三〇年に実施

(申告義務)

第五条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

② 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に關して成年者同一の能力を有しない未成年者若しくは成年被後見人である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事その他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代つて、又は本人を

代表して申告をする義務を負う。

(昭二四法一三三・昭二七法九二・平一一法一五一・一部改正)

〔委任・参照条文〕

政府 昭和二三年法律第一二〇号「国家行政組織法」

第三条第二項に規定された府、省、委員会及び庁(同法別表第一)並びに人事院

指定統計調査 法三

命ずるの例 昭和二五年政令第九八号「国勢調査令」

一〇、昭和二六年総務府令第二六号「事業所・企業統計調査規則」一三、昭和三五年文部省令第一一〇

「社会教育調査規則」六、平成六年七月一日農林水産省令第四二二号「農業経営統計調査規則」八等統計

法第三条第二項に基く指定統計調査規則による。

秘密の保護 法一四・一五

指定統計調査の実施に対する協力 法一七

罰則 法一九一・二

第六条 削除(昭二七法二六〇)

(指定統計調査の承認及び実施)

第七条 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に關し、次に掲げる事項について、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならぬ。ただし、第十六条ただし書の規定による場合において、第三号の事項については、この限りでない。

一 目的、事項、範囲、期日及び方法

二 集計事項及び集計方法

三 結果の公表の方法及び期日

四 関係書類の保存期間及び保存責任者

五 経費の概算その他総務大臣が必要と認める事項

② 前項の承認を得た後、調査を中止し、又は承認を得た事項を変更するには、更に総務大臣の承認を得

なければならない。

③ 総務大臣は、必要があると認めるときは、関係各行政機関若しくは地方公共団体の長又は教育委員会に対し、指定統計調査の実施、変更又は中止を求めることができる。

(昭二四法一三三・昭二七法九二・昭二七法二六〇・昭五八法八〇・平一一法一六〇・一部改正)

〔委任・参照条文〕

指定統計調査 法三

承認事項の内容 ①調査の目的 ②調査事項(申告事項・実地調査事項) ③調査の範囲(調査対象地域・調査対象の種類・申告義務者の範囲) ④調査の期

日・期間 ⑤調査方法(調査票の配布・回収方法、申告・調査員実地調査・業務報告票の別、申告義務・任意性、調査担当組織、職員の資格) ⑥集計事項(集計表様式) ⑦集計方法(中央集計・地方集計、機械集計・手集計) ⑧結果公表方法(概計・一部の

速報、最終報告書公刊方法、有償・無償配布)及び

期日 ⑨関係書類(調査票、結果原表、それらを収録した磁気テープ等)の保存期間及び保存責任者(調査実施機関の長等) ⑩経費概算

結果の公表 法一六、令九

権限の委任 法一八の二、令九

総務大臣が行う統計調査 法一一

(指定統計調査以外の統計調査)

第八条 指定統計調査以外の統計調査を行う場合には、調査実施者は、その調査に關し、前条第一項第一号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならぬ。ただし、統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百四十八号)の規定により総務大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

② 前項の規定により届け出るべき統計調査の範囲その他の事項については、政令でこれを定める。

○毎月勤労統計調査（指定統計法第7号）に係る統計法第7条第1項の規定に基づく総務大臣の承認事項

改 正 案	現 行
<p>I 目的、事項、範囲、期日及び方法</p> <p>2. 調査の範囲 (2) 産業 次に掲げる産業とする。 イ 鉱業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 電気・ガス・熱供給・水道業 ホ 情報通信業 ヘ 運輸業 ト 卸売・小売業 チ 金融・保険業 リ 不動産業 ス 飲食店、宿泊業 ル 医療、福祉 ラ 教育、学習支援業 力 複合サービス事業 二 サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）</p> <p>3. 調査事項 略</p> <p>5. 調査期日 (1) 全国調査及び地方調査 略 (2) 特別調査 毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、3の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。</p>	<p>I 目的、事項、範囲、期日及び方法</p> <p>3. 調査の範囲 (2) 産業 次に掲げる産業とする。 イ 鉱業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 電気・ガス・熱供給・水道業 ホ 運輸・通信業 ヘ 卸売・小売業、飲食店 ト 金融・保険業 チ 不動産業 リ サービス業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業（住込みのもの）及び家事サービス業（住込みでないもの）並びに外国公務を除く。）</p> <p>2. 調査事項 略</p> <p>5. 調査期日 (1) 全国調査及び地方調査 略 (2) 特別調査 毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、2の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。</p>